平成２２年（フ）第１７６５号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅５棟404号
債務者　鈴木タマヱ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
青森市東大野１―12―３、住民票上の住所函館市富岡町３丁目５番12―301号
債務者　佐藤　福志
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８８号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目１番６号　エクセルコートⅡＡ―102号
債務者　高野瀬友香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１９号
愛知県知立市谷田町本林３丁目５番地１　ステイタスコートＡ202号
債務者　市川　友一
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後２時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字大後１番地
債務者　中園　保子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
愛知県岡崎市岡町字下夕野17番地　ＲＩＴＺＣＯＵＲＴ―21
債務者　浅井　昭徳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
愛知県岡崎市矢作町字西林寺168番地２　マンションチヨノ201
債務者　木村　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１８２１号
東京都町田市鶴川５丁目１―10―501
債務者　古屋恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８３８号
東京都江東区亀戸４丁目18―２―1301
債務者　堀籠　伸幸
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地96―406
債務者　田之上　恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１１号
相模原市中央区上溝６丁目１番９号　ブリック上溝702
債務者　寺井　由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１２号
相模原市中央区下九沢1141番地１　ロイヤル下九沢Ｎｏ２―202
債務者　内田　文男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２１号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目22番62号
債務者　印部千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２２号
相模原市南区南台１丁目７番４号　シティハイツ３―102号室
債務者　横山　佳史
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２４号
相模原市中央区すすきの町41番５―209号
債務者　光富喜美代
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部